企画競争実施の公示

平成２９年１０月１７日
中国運輸局観光部長　木嶋　淳

次のとおり、企画提案書の提出をお願いします。

１．業務概要
（１）業務名及び概要
平成 29 年度広域観光周遊ルート形成促進事業
「観光素材に関するデジタル写真集作製業務」
（２）業務内容等
【業務の目的】
現在、国では訪日外国人旅行者数 2020 年 4000 万人、訪日外国人旅行消費額 2020 年 8 兆円等の新たな目標を掲げ、戦略的に取り組んでいるところであり、テーマ性・ストーリー性を持った魅力ある観光地域のネットワークを強化し、訪日外国人旅行者の滞在日数にあわせた広域観光周遊ルートの形成により、訪日外国人旅行者の周遊を促進し、もって地域の活性化を図ることとしている。
そこで、中国運輸局では、（一社）せとうち観光推進機構（以下、機構という。）と連携し、重点市場である欧州、北米、豪州の各市場を中心として現地の旅行メディアや訪日旅行商品を取扱う旅行エージェント等を対象に、瀬戸内地域の観光素材の魅力をダイレクトにアピールできるデジタル写真集を作製し、瀬戸内の認知を高め、メディアでの情報掲載及び旅行商品の造成につなげるとともに販売促進ツールとして活用することで、瀬戸内地域の認知度を高めるとともに、各市場からの訪日旅行需要を喚起し、訪日外国人旅行者の誘客を促進する。

【業務の内容】
別紙、説明書による。
【成果物の提出方法】
別紙、説明書による。
（３）履行期限
平成 30 年 3 月 30 日（金）

２．企画競争参加資格要件
（１）予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
（２）平成 28・29・30 年度一般競争入札及び指名競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のうち「A」～「D」の等級に格付けされ、中国地域の参加資格を有する者であること。
（３）国土交通省中国運輸局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
（４）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものと

して、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３．手続等

（１）担当部局

中国運輸局観光部観光企画課
〒730-8544　広島市中区上八丁堀 6 番 30 号
E-mail：cgt-tourism_planning_section@ml.mlit.go.jp
TEL：082-228-8701 / FAX：082-228-9412

（２）企画提案書の作成様式及び記載上の留意点

業務の実施方針、手法等を記載した企画提案書（**A4 判 15 枚程度**）に併せて、次の事項を記載した書面を提出して下さい。

・事業の定性的・定量的な目標値（①旅行会社招請では、招請人数、造成ツアー本数、造成ツアー送客数、②メディア招請では、招請人数、掲載本数・放送回数、媒体接触者数、広告費用換算、③セールスコールでは商談・訪問件数、造成ツアー本数、造成ツアー送客数、④トラベルマート（説明会含む）では、ブース来場者数（業者・プレス、一般客）、商談件数、造成ツアー本数、造成ツアー送客数⑤情報発信・情報収集業務では、発信及び収集の具体的な目標値を記載すること。）
・業務の実施体制、実施工程
・緊急時の連絡体制
・苦情等相談に係る処理体制
・配置予定技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況
・業務項目別の経費概算
・再委託等の有無及び予定（ただし、発注者側の承諾を要するものに限る。）
・平成 28・29・30 年度一般競争入札及び指名競争参加資格（全省庁統一資格）に係る資格審査結果通知書の写

（３）企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限：**平成２９年１０月２７日（金）１７時００分**（必着）
場　　所：（１）に同じ。
方　　法：電子データによる提出の場合は１つのファイルに統合し、その容量は原則 5ＭＢ以下とすること。また、持参もしくは郵送による提出の場合は原則 8 部用意することとし、電子データも併せて提出願います。なお、電子データによる提出の場合には事前に電話により申出ること。

（４）ヒアリング実施の有無　　無

（５）契約の相手方として最適なものを特定（以下「特定」という）するための企画提案書の評価基準

①業務内容の理解度：調査目的、業務内容について十分に理解していること。
②提案内容の優良性：提案内容に具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れていること。
③提案内容の独創性：独自の発想に基づく提案内容が含まれていること。
④業務遂行の安定性：実施体制、実施スケジュール等の業務環境が、委託業務を

安定的に遂行できるものであること。
⑤業務成果の中立性：適正公平な業務成果を示すことができること。
⑥必要経費：業務内容に見合った適切な経費であること。
⑦専門的知識：業務を遂行するために必要十分な専門的知識を有すること。
⑧ワーク・ライフ・バランス（WLB）等推進の状況：
・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 9 条の認定【えるぼし】
但し、認定段階 1 及び 2 においては、「労働時間の働き方に係る基準」を満たすことが必要
・次世代育成支援対策推進法第 13 条の認定【くるみん・プラチナくるみん】
・青少年の雇用の促進等に関する法律第 15 条の認定【ユースエール】
を受けた企業であれば所定の評価点を加点する。よって、該当する者は企画提案書の提出に併せて、以下の書類を提出すること。
ⅰ）「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表」
URL：https://wwwtb.mlit.go.jp/chugoku/soumu/jyoseikatsuyaku.html
ⅱ）該当する「認定通知書」の写し
ⅲ）該当する「一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付き）」の写し

４．その他
（１）手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
（２）契約書作成の要否　　要
（３）本業務の支払条件及び概算予算額
・支払条件：完了検査終了後、適法な請求書を受理して 30 日以内。
・概算予算額：**７００万円を上限**とする。（消費税及び地方消費税を含む）
（４）企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
（５）提出期限までに到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定しないものとする。
（６）提出された企画提案書の差替え及び再提出は、原則認めない。
（７）提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
（８）特定されなかった企画提案書は、原則返却する。ただし、返却を希望しない提案者は、企画提案書を提出する際にその旨を申し出ること。
（９）原則として、本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。
（10）提出された企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
（11）特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
（12）提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
（13）提出期限までに成果物を提出する見込みがないことが明らかな場合は、契約の

全部又は一部を解除する。

(14) 企画競争の結果は、原則として提案書の提出期限の翌日から 14 日以内に、企画提案者に対して書面で通知するとともに、中国運輸局ホームページで次の事項を公表する。

・特定した企画提案書を提出した者の名称、住所、代表者氏名及び決定日

・企画提案者ごと、評価項目ごとの評価得点及び合計点

(15) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は中国運輸局に帰属する。

(16) 不明な点等の問い合せ先等

・問い合せ先：３．（１）に同じ（担当：蔦、曽川）

・問い合せ方法：電話又は来訪

・問い合せ期間：公示の日から、３．（３）に記載の提出期限まで

なお、評価基準の配点は、質問の対象外とする。

説　明　書

１．業務名

平成２９年度広域観光周遊ルート形成促進事業

「観光素材に関するデジタル写真集作製業務」

２．実施時期

契約締結の日～平成３０年３月３０日（金）

３．業務の目的

現在、国では訪日外国人旅行者数 2020 年 4000 万人，訪日外国人旅行消費額 2020 年 8 兆円等の新たな目標を掲げ、戦略的に取り組んでいるところであり、テーマ性・ストーリー性を持った魅力ある観光地域のネットワークを強化し、訪日外国人旅行者の滞在日数にあわせた広域観光周遊ルートの形成により、訪日外国人旅行者の周遊を促進し、もって地域の活性化を図ることとしている。

そこで、中国運輸局では、（一社）せとうち観光推進機構（以下、機構という。）と連携し、重点市場である欧州、北米、豪州の各市場を中心として現地の旅行メディアや訪日旅行商品を取扱う旅行エージェント等を対象に、瀬戸内地域の観光素材の魅力をダイレクトにアピールできるデジタル写真集を作製し、瀬戸内の認知を高め、メディアでの情報掲載及び旅行商品の造成につなげるとともに販売促進ツールとして活用することで、瀬戸内地域の認知度を高めるとともに、各市場からの訪日旅行需要を喚起し、訪日外国人旅行者の誘客を促進する。

４．業務の内容

（１）実施内容

主に欧州市場（フランス、ドイツ、イギリス等）、北米市場（アメリカ）及び豪州市場において、現地の旅行会社やメディア等に対して、瀬戸内の認知度向上や情報掲載、旅行商品造成に繋げるための効果的なツールとして、瀬戸内７県の主要な観光素材のデジタル写真（以下「写真」という。）を新規に撮影して掲載したデジタル写真集を作製すること。コンセプトや撮影手法（撮影箇所、撮影行程を含む）、撮影者及びデジタル写真集の形式等について、以下の事項に留意したうえで企画提案すること。

① デジタル写真集は海外現地説明会や観光プロモーション時に国内外の旅行会社やメディア等への説明資料としての使用及び閲覧用に配付したり、国内及び海外向けのインターネット上のＷＥＢページ等に掲載したりすることを予定するものであるため、そのデータ形式等は管理、掲載、活用のしやすさや、写真集として見易い構成、適正なカテゴリー分け等を考慮した提案を行うこと。

② デジタル写真集に掲載する各写真の名称等の説明言語数は提案とする。説明言語数は上記の対象市場に対応することが望ましいが、少なくとも日本語及び英語で記載すること。

③ デジタル写真集に掲載する写真画像は合計２００枚以上とした上で写真画像数を提案すること。
④ 掲載する１つの観光素材につき、可能な限り複数カットの写真を用意すること。
⑤ より効果的なデジタル写真集を作製するため、季節的な要因等で新規撮影が困難な場合は、中国運輸局及び機構と協議の上、既存のストックフォトや他者から提供を受けた写真等を提供することも可能とする。
⑥ 体験素材や食事などの観光素材は外国人旅行者に対して素材の魅力が伝わるよう適宜、モデル等を起用するなどの工夫を行う提案とすること。
⑦ 素材となる写真は、本事業の趣旨に則し、季節感・地域・カテゴリー等について可能な限り、反映させること。

（２）留意事項
① 本事業の成果物（デジタル写真集）は、著作物の他、著作権も含むものとする。また、二次的著作物に関する権利も対象とし、二次利用が可能なものとすること。
② 写真の被写体としてモデル等を起用する場合は、モデル等の肖像権等を侵害しないこと。
③ デジタル写真集の作製・使用の目的を十分理解し、掲載される写真については使用の目的の範囲内で知的財産権及び肖像権等の処理等の手続きを遺漏無く行った上での提供を行うこと。
④ 企画提案書を提出する場合は、必ず事前に中国運輸局に連絡を行い、本事業の詳細の説明を受けたうえで提案すること。

５．成果物（報告書）の提出
（１）成 果 物　報告書（Ａ４版）　２部
　　デジタル写真集を格納したＤＶＤ　９枚
（２）納 入 場 所　　中国運輸局観光部観光企画課
（３）納 入 期 限　　平成３０年３月３０日（金）
なお、成果物（報告書）の作成にあたっては、以下について留意のこと。
① 事前に監督職員の承認を受けること。
② 事業実施状況等をわかり易く編集すること。
③ 事業実施による効果を調査し、取りまとめること。

６．その他
（１）中国運輸局及び機構と十分協議しながら事業を進めること。
（２）事業の実施にあたっては、「Japan.Endless Discovery.」のロゴマークを使用する等、国の進める広域観光周遊ルート形成促進事業の趣旨に沿って行うこと。
（３）広域観光周遊ルート「せとうち・海の道」のキャッチコピーである（主題）「The Inland Sea,SETOUCHI」（副題）Discover the Hidden Charms of West Japan　及びロゴマークを使用すること。